

## 社会的障壁の除去(法5条、7条)

地方公共団体は合理的配慮の不提供が禁止となる事から、県機関窓口において、対象者ごとに必要な配慮を提供する必要がある。

## 障がい者差別解消意思疎通支援事業

1,600千円

### 意思疎通支援のための備品整備

窓口における障がい者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要な支援機器等を設置。

県庁に配備し、必要に応じ、貸出等を行う。

### 【整備機器(予定)】

- ・磁気誘導ループ
- ・遠隔手話通訳用タブレット
- ・耳マーク
- ・筆談ボード
- ・コミュニケーションボード
- ・点字プリンター
- ・音声コード読み上げ装置の設置
- ・音声文字変換システム

## 相談、紛争解決機関の整備(法14条)

法施行以降、増加すると見込まれる相談に対応する体制を整える必要がある。

## 障がい者差別解消相談体制整備事業

7,219千円

### 障がい者差別解消調整委員会

○当事者だけでは解決が困難な事案に対し、双方の意見を聞いたうえで、助言・あっせんを行う。

### 広域専門相談員

○地域相談員で対応が困難な高度で専門的な相談に対応。  
○調整委員会の運営、事前調査。

### 地域相談員(身体・知的障害者相談員)

○地域の身近な相談相手として、一義的に相談を受け付け。

### 広域専門相談員の設置

- ・障がい理由とする差別に係る専門的な相談に対応するため相談員を配置。
- ・地域相談員研修も実施。

### 調整委員会の設置

構成員:学識経験者、障がい者団体等  
・障がい理由とする差別に関する紛争について双方の意見を聞いた上であっせん、助言を行う。

## 普及啓発の推進(法15条)

8割近い県民が「障害者差別解消法」について、名前すら知らない。共生社会の実現に向けた県民意識の醸成を図る必要がある。

## 障がい者差別解消普及事業

877千円  
2,168千円

### 県民会議の設置

構成員:学識経験者、団体、NPO等  
・障がい理由とする差別解消に向けた取組みを検討

### 県民大会の開催

趣旨:共生社会実現に向けた県民への普及啓発  
内容:基調講演、パネルディスカッション、表彰等  
対象:一般県民

### 普及啓発の実施

- ・パンフレット等作成
- ・障害者週間等に各圏域で街頭啓発
- ・新聞広告
- ・県職員出前講座 等

より高度な相談に対応